

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年10月11日（平成29年（行情）諮問第398号ないし同第400号）

答申日：平成30年6月13日（平成30年度（行情）答申第109号ないし同第111号）

事件名：人事記録（知的障害の人の分）の不開示決定に関する件
人事記録（身体障害のある人の分）の不開示決定に関する件
発達障害者支援法上の発達障害者である者の人事記録の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「人事記録（知的障害の人の分）直近から1人分」，「人事記録（身体障害のある人の分）直近から1人分」及び「発達障害者支援法上の発達障害者である者の人事記録（1人分）」（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，その全部を不開示とした各決定については，人事記録（甲）の様式部分（記入欄を除く。）を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し，平成29年8月31日付け29受文科人第179号ないし同第181号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，各審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

法5条1号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 各審査請求に係る行政文書等について

本件各審査請求に係る行政文書は，「人事記録（知的障害の人の分）直近から1人分」，「人事記録（身体障害のある人の分）直近から1人分」及び「発達障害者支援法上の発達障害者である者の人事記録（1人分）」である。

本件対象文書につき，法5条1号の不開示情報に該当することから不開示としたところ，審査請求人から，当該文書の開示を求める旨の審査請求

がされたものである。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書には、人事記録の記載事項等に関する政令及び人事記録の記載事項等に関する内閣官房令に基づき、職員の氏名、生年月日、学歴、採用試験、資格、勤務の記録、本籍、性別、研修、表彰、公務災害、その他任命権者が必要と認める事項が記載されており、これらは、全体として当該各職員に係る法5条1号本文前段の情報に該当する。

次に法5条1号ただし書の該当性について検討すると、対象となった障害を持った職員の人事記録について、公にされた事実はないことから、同号ただし書イに該当しない。また、人事記録に記載された情報は、当該職員の具体的な職務遂行の内容に直接結び付くものとは言えないので、同号ただし書ハに該当せず、さらに、同号ただし書ロに該当するとする事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の可否について検討すると、氏名、本籍、性別及び生年月日は個人識別部分であるから、同項の部分開示の対象外である。その余の記載である職員の学歴、経年的な俸給の推移等は、これを公にすると、職場の同僚等の関係者には当該職員が特定され、通常他人に知られたくない自身の経歴にかかわる情報が関係者に知られて、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、同項による部分開示はできない。

3 原処分に当たっての考え方

以上のことから、法5条1号により不開示とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は根拠がなく失当であり、認められない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|----------------------------------|
| ① | 平成29年10月11日 | 諮問の受理（平成29年（行情）諮問第398号ないし同第400号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ | 同年11月1日 | 審議（同上） |
| ④ | 平成30年5月8日 | 本件対象文書の見分及び審議（同上） |
| ⑤ | 同年6月11日 | 平成29年（行情）諮問第398号ないし同第400号の併合及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏ま

え、不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、人事記録(甲)と人事記録(乙)から構成される職員の人事記録であり、氏名、性別、生年月日、学歴等が記載されているほか、採用から現在に至るまでの職務や給与に関する全ての記録等、当該職員に関する極めて詳細な経歴等の情報が記載されているものであり、これらは、全体として当該職員に係る法5条1号本文前段の情報に該当すると認められる。

(2) そして、対象となった各障害を持った職員の人事記録について、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、法5条1号ただし書イに該当しない。また、人事記録に記載された情報は、当該職員の具体的な職務遂行の内容に直接結びつくものとはいえないので、同号ただし書ハに該当せず、さらに、同号ただし書ロに該当するとする事情も認められない。

(3) 次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、氏名、性別、生年月日、学歴等は、同項の「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」に該当することから、これらを部分開示することはできない。

また、その余の人事記録(乙)の記載部分については、職員の採用から現在に至るまでの職務や給与に関する内容が記載されており、一般的に年数の経過に応じて枚数が増える性質を持つ文書であることから、これを公にすることにより、職場の同僚等の関係者には当該職員が特定され、その結果、通常他人に知られたくない自身の経歴にかかわる情報が関係者に知られることになり、当該個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、様式部分を含め、部分開示することはできない。

(4) しかしながら、人事記録(甲)の様式部分(記入欄を除く。以下同じ。)は、特定の個人を識別することができることとなる記述の部分には該当せず、かつ、公にしても個人の権利利益が害されるおそれはないと認められる。

(5) したがって、本件対象文書のうち、人事記録(甲)の様式部分を除く部分については、法5条1号に該当し不開示としたことは妥当であるが、人事記録(甲)の様式部分は、同号に該当せず、開示すべきである。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号に該当するとして不開示とした各決定については、人事記録(甲)の様式部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、人事記録(甲)の様式部分は、同号に該当せず、開示すべきであ

ると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司